

(別紙)

もうかる誇れる産地づくり策定事業業務（ピーマン・きゅうり）委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「もうかる誇れる産地づくり策定事業業務（ピーマン・きゅうり）」を委託するに当たり、その業務等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

1 目的

福島県の農業においては、東日本大震災及び原子力災害により、県産農産物の価格面や産地イメージについて他都道府県から遅れをとっているほか、高齢化と担い手不足により、作付面積、農家戸数及び出荷量の減少が続いている。本県農業の復興と農家所得の確保のためには、市場ニーズを的確に把握し、生産から流通・販売に至る取組の連携強化を図りながら生産力と販売力を強化し、地域のブランド力向上に向けた戦略を検討の上、計画を策定・実践することが必要である。

そこで、本事業では本県の主要な生産品目一つである「ピーマン」「きゅうり」の県内産地の農産物ブランド力強化推進に向けて、計画の策定・実践を進める上で必要な産地分析・市場調査等を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 委託業務の内容

「ピーマン」、「きゅうり」それぞれ以下の内容について調査等を実施する。

（1）「生産力の強化」に向けた調査

ア 産地分析

各産地における過去の出荷実績や現状の出荷動向（時期別の出荷量・出荷規格の推移、集出荷体制・施設設備等）を把握するとともに、生産者へのヒアリング調査やアンケート調査などにより、各産地が抱える課題、生産者からの要望・意見や生産面の課題を把握し、各産地の出荷販売及び生産における強みや弱み、改善点を明らかにする。

イ 競合産地等の分析・調査

競合する他産地等のヒアリング調査や関係者へのアンケート調査などにより、競合産地の動向（出荷動向、作型と品種の動向、栽培面積の推移、生産者の年齢構成等）を把握し、競合産地の強みや弱み、当該産地の脅威となりうる点や、参考となる取組・技術等を明らかにする。

（2）「高付加価値化」に向けた調査

ア ニーズ調査

各品目の取扱事業者（市場関係者、販売店、実需者、輸出事業者など）及び消費者へのヒアリング調査やアンケート調査などを行い、対象の産地・品目における市場動向及び消費者動向（時期別の需要量と期待単価、時期別の求められる品質と出荷規格等）を調査する。

イ 機能性成分等の予備調査

機能性成分及び糖度等の分析調査を実施する。分析調査に供する試料は、受託者が福島県の指定する団体より購入するものとする。

(3) 戦略的な産地情報の発信に資する調査

ア 認知度調査

産地の認知度を調査するとともに、どのような内容の産地情報をどのような媒体により発信することが認知度を向上させるために最も効果的かを提案する。

イ 付加価値調査

鮮度情報、調理方法、GAP、環境負荷低減、GI、地域団体商標、機能性成分の表示、記念日の制定、加工品の存在、産地ストーリーの広告宣伝等が購買にどれくらい影響するかを調査し、どのような取組をどのように発信することが最も効果的かを提案する。

(4) その他、ブランド力強化に資する調査

(1) から(3)の調査のほか、各産地・品目毎のブランド力強化につながる調査を提案の上、実施する。

(5) 中間報告の実施

令和6年9月頃に県内で品目毎に開催する関係者で構成する産地ワーキンググループにて、調査・分析結果の中間報告を行う。

(6) 結果とりまとめ及び考察

令和6年12月頃までに(1)から(4)の調査・分析結果を品目毎にとりまとめ、各々の産地関係者へ報告するとともに、それらの結果に基づき、今後、産地にとって必要な取組等に対する考察・提言を行う。

(7) 調査範囲・方法等

(1) から(4)については、以下のアからエについて留意するとともに、過去の文献調査等を踏まえながら、各調査の目的に沿って最大限の効果が得られる調査規模や手法を提案・工夫して実施すること。

ア 対象地域

本事業の調査対象は、次の(ア)(イ)による。

(ア) ピーマン：福島さくら農業協同組合に出荷されるもの。

(イ) きゅうり：夢みなみ農業協同組合に出荷されるもの。

※いずれの品目とも、具体的な対象地域については、福島県に相談の上、選定する。

イ 事業者調査

各品目とも、それぞれの取扱事業者（市場関係者、販売店、実需者、輸出事業者など）へのヒアリング調査は10者以上、アンケート調査は50者以上に実施する。

なお、調査先については、福島県及び関係団体に相談の上、選定する。

ウ 消費者調査

各品目が流通する地域の消費者へのWEBアンケート調査をそれぞれ計2,000名以上に実施する。その他、目的を達成するために必要な消費者への調査手法を提案し、実施する。

エ 生産者調査

アに示した各農業協同組合に出荷する生産者を対象とし、ヒアリング調査では生産者 10 名程度（新規栽培者や大規模生産者を含む）、アンケート調査においては少なくとも生産者 50 名以上に実施する。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正本 1 部、副本 2 部、電子データ（保存媒体は任意） 1 部）
- (2) その他、福島県が必要とする資料

5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ア 着手届（様式第 1 号）
- イ 主任担当者届（様式第 2 号）
- ウ 実施工程表（任意様式）
- エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

- (2) 業務終了後速やかに提出するもの

- ア 完了届（様式第 3 号）
- イ 実績報告書（様式第 4 号）

6 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 疑義に関する協議等

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で隨時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

- (2) 著作権

本委託業務により制作される成果物の著作権は福島県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、福島県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

- (3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

- (4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

- (5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。